



谷茶金武浜航空写真（1945年米軍撮影）

沖縄県公文書館所蔵



現在の谷茶金武浜航空写真

歳から六十歳までの男女は四分の一と考えて頭数を出し、この方法で各戸の頭数を定めてその数に応じて割り付けていたことが報告されています。

「地割基準値一覧（明治十六年三月）」の中で、年齢によって割り当てる歩合を定めていなかった地域として、瀬良垣、谷茶、前兼久、山田、真栄田が挙げられています。また、安富祖と仲泊は年齢では区別していませんが、男女により歩合を区別していたそうです。

恩納ムラは年齢に関係なく割り当てていたそうです。

また、屋取の人々に地割を行っていたのか、

以下の方法のどれがどの村の法かは不明ですが、恩納間切の地割方法の記録があります（『沖縄県史二』）。

○自十五歳至六十歳男のみに平分するものと男女に平分するもの（中頭地方与那城間切各村及国頭地方恩納間切の一小部分此法を行ふ）

○自十五歳至六十歳男女共五分地とするもの（国頭地方恩納間切の一小部分此法を行ふ）

これもムラによって対応が異なるようです。明治十七年の「恩納間切取調調査（旧慣調二付間切吏員下問答書）」に「寄留人と村人の別如何。」という質問に対し、「山田村、安富祖村、瀬良垣村、名嘉真村の四ヶ村は、寄留士族も百姓と同様百姓地の割換等、上納物等も異なる事なし。」と答え、さらに「安富祖村等四ヶ村は百姓同様地面を分配すとも、其他は皆地面を所持せず。但恩納村は寄留人専人に付、百姓一人分受取地の半方分位を配与せり。」と回答しています。土地整理が行われた明治三十二年ごろには、屋取の人々の人口もさらに増えました。最後の地割がどのように分配されたのか、『恩納村誌』に聞き取り調査の記録があり（一四〇～一四四頁）、それぞれのムラの対応が記されています。是非ご覧ください。（幸喜）

- 一小部分此法を行ふ
- 十五歳以上男のみ地「二地か」とするもの但女のみある家族には男同様配当す（国頭地方恩納間切の一小部分此法を行ふ）
- 五歳以上の男四分。女二分とするもの（国頭地方恩納間切の一小部分此法を行ふ）
- 十五歳以上の男五分女二分五厘とするもの（国頭地方恩納間切の一小部分此法を行ふ）
- 村内男女の惣数に平分し六人持を一地とするもの（恩納間切の一小部分此法を行ふ）

《参考文献》

- 『恩納村誌』 仲松弥秀 恩納村役場 一九八〇年
- 『沖縄県史二 旧慣調査資料』 琉球政府 一九八九年復刻
- 「地割基準値一覧（明治十六年三月）」「沖縄県文化財調査報告書 第六集 津島地割調査報告書」 沖縄県教育委員会 一九七七年
- 『琉球共産村落之研究』 田村浩 至言社 一九七七